

平成28年度税制改正に関する要望

(一社)日本航空宇宙工業会、税制分科会(渡鍋委員長)は、日本企業の競争力強化、税の公平性、企業活動阻害要因の排除、国際的整合性の見地から、各税制の見直しを行った。そしてその改善等に対し、格段の配慮が講じられるよう、与党主催の以下の3つの会合に他団体と共に参加し、要望書を提出した。

1) 11/16 (月)

「予算・税制に関する政策懇談会」

(安全保障関係)

自由民主党組織運動本部 安全保障関係
団体委員会および政務調査会 国防部会
共催

参加団体：

10団体(日本防衛装備工業会、日本造船
工業会、防衛基盤整備協会、他)

SJAC出席者：

今清水専務理事、事務局(佐藤)

2) 11/18 (水)

「予算・税制に関する政策懇談会」

(機械・工業関係)

自由民主党組織運動本部 商工・中小企
業関係団体委員会および政務調査会 経
済産業部会共催

参加団体：

14団体(日本機械工業連合会、日本電機
工業会、日本防衛装備工業会、他)

SJAC出席者：

渡鍋委員長、早田委員、川原委員、
今清水専務理事、事務局(佐藤)

3) 11/19 (木)

「公明党安全保障部会」

(平成28年度税制改正に向けたヒアリング)

公明党安全保障部会主催

参加団体：

3団体(日本防衛装備工業会、日本造船
工業会、SJAC)

SJAC出席者：

渡鍋委員長、早田委員、川原委員、
今清水専務理事、事務局(佐藤)

「航空宇宙関連要望」では、「航空機資産の定率減価償却維持に関する要望」、「海外の人工衛星を日本のロケットで打ち上げる際の当該衛星に係わる輸入消費税免税措置の要望」、「航空機貸渡事業者への輸出免税措置の要望」及び「航空機リース事業に係る外国子会社合算税制の改正要望」を取り上げ、航空宇宙産業が国際競争力を確保できるよう、税制改正を要望した。

また、「航空機資産の定率減価償却維持に関する要望」に関し、11月下旬から12月初頭にかけて自民党経済産業部会の議員数名に対して陳情を行った。

要望内容は次のとおり。

航空宇宙関連 要望

1. 航空機資産の定率減価償却維持に関する要望

国産航空機の販売促進においては、有用なファイナンススキームの活用が極めて重要である。その中でも航空機の定率減価償却を利用したリースファイナンスは、既に広く認知された国際的にも競争力のあるスキームであり、MRJやボーイング製機体等販売の世界的に強力なツールとして既に活用されている。今般、減価償却の定額一本化の動きがあるが、この場合、同スキームの有効性が失われるため、新規の航空機販売に著しい悪影響を及ぼす。以下一般要望第4項に記載のとおり、広く定率減価償却維持を要望するものであるが、航空機に関しては、本邦航空機産業の更なる発展のため、特に強く定率償却維持を要望するものである。

2. 海外の人工衛星を日本のロケットで打ち上げる際の当該衛星に係わる輸入消費税免税措置の要望

日本の衛星打上輸送サービス事業者が海外で製造された衛星を打上げる場合、海外から国内に搬送された段階で衛星に対して輸入消費税が課される。平成24年5月には、H-II Aロケット21号機による韓国の多目的観測衛星（KOMPSAT-3）の打上げが成功し、商業打上げの初めての実績となり、高額な消費税を納付するという事例が生じた。ここで、国内で譲渡又は消費されないにもかかわらず日本では消費税の課税対象となり、事業者の資金負担は重く、コスト競争力を殺いでいる。又輸入消費税の課されない諸外国の衛星打上輸送サービス事業者に比べ不利な環境にある。ついては、宇宙に打上げる目的で保税地域から引き取られる人工衛星等は、国内で課税資産の譲渡が行われないこと（例えば軌道上での譲渡等）を条件とし、他諸外国の打上げ輸送サービス事業者と同様に、輸入消費税の徴収の対象としないことで、「成長戦略」（平成25年6月閣議決定）における戦略産業に位置付けられる我が国宇宙産業の国際競争力確保を図ると共に、国際的整合性を確保することを要望する。

3. 航空機の貸渡事業者への輸出免税措置の要望

消費税法施行令第17条第1項及び第2項において、外航船舶等の譲渡等のうち船舶運航事業、船舶貸渡業又は航空運送事業を営む者に対するものが輸出免税の対象とされている。船舶においては、運航事業者に加え、貸渡事業者も対象となっている。一方、航空機においては、貸渡事業者が対象となっていない。そこで税の公平性の観点から航空機においても、輸出免税の規定に貸渡事業者を加えることを要望する。

4. 航空機リース事業に係る外国子会社合算税制の改正要望

航空機のマーケットにおいては、エアラインのリースによる導入の比率が年々高まっており（エアラインの運用機体のうちリースによるものが1990年の10%から2014年度40%超に増加）、今後もさらに伸びるものと予想され、我が国の航空機産業発展のために

も航空機リース事業拡大となる施策は不可欠である。しかしながら、国内企業が外国に実体のない子会社を設置して租税回避を行うことを防止する制度である外国子会社合算税制では、その制度発足時に懸念があったため、航空機リース事業は適用除外の対象外となっており、航空機リース事業を行う上での阻害要因となっている。最近の航空機リース事業は人材や固定施設を有する実体ある企業も少なくなく、欧米等諸外国では条件付で適用除外を認めているところも多い。したがって、事業適用除外基準の「下記の事業が主たる事業でないこと」から、航空機の貸付を削除すること及び非関連者基準に航空機の貸付を対象業種に含めるよう要望する。

一般要望

1. 法人税等実効税率の引き下げの要望

平成27年度税制改正により法人税等実効税率は平成27年度32.11%、平成28年度以降31.33%と、平成26年度の34.62%より約3%引下げられたが国際標準（OECD諸国は26%）に比べると未だ高い水準にある。国際的整合性の確保と国際競争力の強化、また国内への立地促進のためにも、段階的に国際水準である25%程度まで引下げを要望する。

2. 研究開発促進税制の拡充の要望

我が国航空宇宙産業界の企業に属する国際競争力強化のためには、研究開発投資の増強・拡充が必須であり、試験研究費に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらすことから、下記項目を要望する。

- 1) 試験研究費の総額に係る税額控除限度額について、特別試験研究費の額と合わせて現行の25%から30%に引き上げること。
- 2) 平成27年度税制改正で廃止された繰越控除制度を復活し、5年間繰越可能とすること。
- 3) また、繰越控除制度の復活にあたっては当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を設けないこと。
- 4) 国内での研究開発投資を促進するため、損金計上できる金額の割増計上を認めること。又、特許出願費用等の損金算入や開発研究専用設備の即時償却等を認めること。

3. 地方法人課税の包括的見直しの要望

企業は事業所税をはじめ、法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘る外形的地方課税を受けているが、課税標準が重複するなど、錯綜している。平成16年度に導入された法人事業税外形標準課税によって、地方税は更に複雑化しており、所得に対する地方法人二税とあわせて、企業は二重課税による過重な税負担を強いられている。そこで、企業の国際競争力の維持・確保、二重課税の排除、税制簡素化による企業の実務負担軽減の観点より、地方法人二税の廃止、固定資産税の廃止、法人事業税外形標準課税の廃止あるいは実務の簡略化、など、地方法人課税全体についての包括的見直

しを要望する。特に償却資産に対する固定資産税については、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であり、日本の製造業の競争力強化という観点も踏まえ、廃止すべきである。

4. 減価償却制度の見直しの要望

減価償却資産の定率法償却率が変更（250%から200%に引下げられた）されたが、日本企業の競争力強化及び景気刺激のためにも、企業の設備投資を税制面から支援するよう、下記項目を含めて減価償却制度の見直しを引き続き要望する。

- 1) 250%定率法を復活させること。また、法人税率低減の代替財源として、定率法を廃止して定額法への一本化が議論されているが、減価償却方法は資産の使用実態等により、適切な方法を選択すべきものなので、定率法は存続させるべきと考える。
- 2) 少額減価償却資産の損金算入限度額を10万円から30万円未満まで引上げること。
- 3) 研究開発用資産及び自社利用ソフトの開発費の即時償却を認めること。
- 4) 損金経理要件を撤廃すること。

5. 地球温暖化対策税の用途拡大（森林吸収源対策への充当や、地方の地球温暖化対策に充当するための税源移譲等）や新たな税の創設には反対

石油石炭税率を上乗せする形で導入された地球温暖化対策税は、化石燃料ユーザー等に課税し、得られる税収を化石燃料ユーザー等に対する省エネ・再エネ対策に使用することにより、CO₂の排出抑制を行う趣旨で導入されたものである。この地球温暖化対策税の税収を森林吸収源対策への充当や地方の温暖化対策に充当するための税源移譲等に用途拡大するという考えは、本税制の成立時の考え方を無視し、地球温暖化対策税の税収があるから森林吸収源対策や地方の温暖化対策に利用するというもので、拙速であり、反対する。現在、原子力発電の再稼働が困難な状況にあり、火力代替に伴う燃料コストの増大等により電気代が高騰し、国民生活や産業活動に大きな影響を与えている。地球温暖化対策税は今後の使用増加が必須の化石燃料に課税するもので、国民や企業の負担は増加することとなる。とりわけ、我が国企業は既に地球温暖化防止のために数々の負担を重ねており、厳しいグローバル競争が続く中、今後も増税が続くとすると、企業の海外流出に伴う産業空洞化や雇用不安の発生する懸念が大きい。

6. 受取配当金の益金不算入制度の見直しの要望

平成27年度税制改正で複雑化した国内受取配当金の益金不算入制度の縮小措置を見直し、二重課税排除のためにも株式等の所有割合に関係なく益金不算入割合を100%とし、持ち株比率1/3超の場合も負債利子控除を廃止すること。又平成21年度税制改正で創設された外国子会社配当金益金不算入制度における益金不算入の割合を100%（現行は外国子会社から受ける配当の95%相当額を国内で益金に算入しないものとしている）とすることを要望する。

7. 企業会計と税務会計の乖離解消の要望

昨今、企業会計制度の変更（国際会計基準への収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ることを要望する。

8. 欠損金の繰戻還付制度の復活の要望

平成27年度税制改正で大法人の繰越欠損金の控除限度額が65%（平成27～28年度）及び50%（平成29年度以降）に引き下げられたが、事務負担の軽減の為にもこの制限を撤廃して欲しい。又繰越欠損金の繰越期限（現行9年、平成29年度以降10年）を無期限とすることや、繰戻還付制度の復活（現在停止中）及び還付期間の延長（現行1年を2年に）を要望する。

9. 連結納税制度の改善の要望

連結納税制度は、機動的な組織再編やグループ経営導入により日本企業の国際的な競争力強化を実現するために導入されたが、下記導入阻害要因を改善し、有効活用することを要望する。

- 1) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価の除外要因を撤廃もしくは緩和すること。
- 2) 現状国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくため、出資比率要件を大幅に緩和し、連結納税対象範囲を拡大すべき。
- 3) 地方税においても、連結納税制度を導入すること。

10. 税務申告手続きの簡素化・合理化等に関する要望

- 1) 地方税の統一納付機関の設置、または本店所在地の都道府県・市町村への一括申告納付制度の創設等、申告・納付手続きを簡素化することを要望する。
- 2) 法人税の納付期限を事業年度終了後2ヵ月以内から3ヵ月以内に延長することを要望する。
- 3) 又、消費税の申告期限も法人税申告との整合性を保つため1ヵ月の延長を認めることを要望する。

11. 印紙税の廃止の要望

電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止することを要望する。

12. 移転価格税制見直しおよび相互協議の円滑化の要望

移転価格に関しては、相互協議・交渉の円滑化により国内外における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、かつ国際二重課税のリスクを軽減することにより、企業の

国際活動の推進が期待される。よって

- 1) 相手国との相互協議・交渉に関して、APA（移転価格事前確認制度）・相互協議の一層の迅速化・効率化を要望する。
- 2) 移転価格税制における持分基準について、出資者による価格操作等が困難な出資比率50%の企業を含まないように、現行の50%以上から、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直すよう要望する。

13. 外国税額控除制度の見直しの要望

- 1) 外国で直接納税し日本において控除対象となる外国法人税額については、その限度超過額や限度余裕額について現行3年間の繰越が認められているが、所得の減少額や外国法人税額が大きい等の事由により、現行の繰越期間では期間が短く控除できずに二重課税の負担が生じる可能性が生じることから、欠損金の繰越期間と同程度の9年とすることを要望する。
- 2) 外国税額控除を選択した場合、控除不能となった部分は損金不算入であるが、これによると最終的に二重課税が解消されないことから、控除不能となった繰越外国法人税については損金算入可能となることを要望する。

14. 特定外国子会社合算税制（CFC税制）のトリガー税率引き下げの要望

諸外国では法人実効税率引下げの動きが強く、タイでは2013年1月から20%となり、英国でも2015年4月から20%へ引下げられ、更に18%への引下げ方針を打ち出している。よって世界的な潮流から判断すると、もはや20%未満（平成27年度税制改正）は低率とは言えないと考えられることから、当該基準の更なる引下げを要望する。

15. 予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設

防衛省において税制改正要望されている「予備自衛官等である雇用者数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設」は、現に予備自衛官等を雇用する企業、新たに予備自衛官等を雇用しようとする企業にとって予備自衛官等の雇用を促進するインセンティブとなり、我が国予備自衛官等の充足率向上が期待できる。予備自衛官の充足は東日本大震災のような災害時の住民救助・支援に貢献し、被災企業の早期復興が望めることから同特例措置の創設を要望する。

〔(一社)日本航空宇宙工業会 総務部次長 佐藤 研二〕